6　第12条第6項から第8項までの規定は、前項の検査について準用する。この場合において、同条第6項中「前項」とあるのは、「第43条の3の24第5項」と読み替えるものとする。

第87条　次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

四　第12条第6項（第22条第6項、第37条第6項、第43条の3の24第6項、第43条の20第6項、第50条第6項、第51条の18第6項、第56条の3第6項又は第64条の3第8項において準用する場合を含む。）の規定による立入り、検査若しくは試料の提出を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四の二　第12条の2第1項、第22条の6第1項、第43条の2第1項、第43条の3の27第1項、第43条の25第1項、第50条の3第1項、第51条の23第1項又は第57条の2第1項の規定に違反した者

四の三　第12条の2第3項（第22条の6第2項、第43条の2第2項、第43条の3の27第2項、第43条の25第2項、第50条の3第2項、第51条の23第2項及び第57条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者

四の四　第12条の2第6項（第22条の6第2項、第43条の2第2項、第43条の3の27第2項、第43条の25第2項、第50条の3第2項、第51条の23第2項及び第57条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定による立入り、検査若しくは試料の提出を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

（船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則の一部改正）

第九条　船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年運輸省令第七十号）の一部を次のように改正する。

本則中「原子炉施設」を「試験研究用等原子炉施設」に改める。

第一条中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改める。

第二条第二項第三号中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改め、同項第七号中「原子炉の」を「試験研究用等原子炉の」に改める。

第三条の見出し中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改め、同条第一項中、「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改め、同項第一号中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に、同項第二号(イ)及び(ロ)中「原子炉を」を「試験研究用等原子炉を」に改め、同号ヌ中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改め、同項第四号中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改め、同条第二項第一号、第二号、第四号及び第十号中「原子炉の」を「試験研究用等原子炉の」に改める。

第四条の見出し中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改め、同条第一項中「原子炉に」を「試験研究用等原子炉に」に改める。

第五条中「原子炉の」を「試験研究用等原子炉の」に改める。

第七条第一項第三号ニ中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改める。

第十三条中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改める。

第十六条第一項及び第二項中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改める。

第十七条第一項第二号中「原子炉の」を「試験研究用等原子炉の」に改め、同条第二項第一号中「原子炉設置者」を「試験研究用等原子炉設置者」に改める。

第十八条中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改める。

第十九条中「原子炉ごと」を「試験研究用原子炉ごと」に改め、同項の表第二号ホ、ヘ、ト及び同表第三号ロ中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改め、同表第四号ニ中「原子炉設置者」を「試験研究用等原子炉及び」を「試験研究用等原子炉及び」に改め、同表第五号中「原子炉に」を「試験研究用等原子炉に」、「原子炉」に改め、同表第六号ロ中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改め、同表第八号中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改め、同条第五項及び第六項中「原子炉設置者」を「試験研究用等原子炉設置者」に改める。

第二十条中「原子炉設置者及び」を「試験研究用原子炉設置者及び」に改める。

第二十一条中「原子炉の」を「試験研究用等原子炉の」に、「原子炉設置者」を「試験研究用等原子炉設置者」に改める。

第二十二条第二項中「原子炉に」を「試験研究用等原子炉に」に、「原子炉設置者」を「試験研究用等原子炉設置者」に改める。

第二十三条第二項中「原子炉に」を「試験研究用等原子炉に」に、「原子炉設置者」を「試験研究用等原子炉設置者」に改める。

第二十四条の見出し中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改め、同条第一項中「原子炉の」を「試験研究用等原子炉の」に改め、同項第一号、第二号及び第七号中「原子炉の」を「試験研究用等原子炉の」に改める。

第二十八条第八号中「原子炉の」を「試験研究用等原子炉の」に改め、同表第十四号中「原子炉に」を「試験研究用等原子炉に」に改める。

第二十九条中第二号中「原子炉を」を「試験研究用等原子炉を」に改め、同条第五号中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改める。

第三十条中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改める。

第三十一条の見出し中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改め、同条第一項第一号及び第三号中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改め、同条第二項第一号から第九号まで中「原子炉の」を「試験研究用等原子炉の」に改める。

第三十二条の見出し中「原子炉主任技術者」を「試験研究用等原子炉主任技術者」に改め、同条第一項中「原子炉主任技術者」を「試験研究用等原子炉主任技術者」に、「原子炉ごと」を「試験研究用等原子炉」ごとに、「原子炉に」を「試験研究用等原子炉に」に改める。

第三十二条の九中「原子炉に」を「試験研究用等原子炉に」に改める。

第三十三条中「旧原子炉設置者等」を「旧試験研究用等原子炉設置者等」に改める。

第三十四条の見出し中「旧原子炉設置者等」を「旧試験研究用等原子炉設置者等」に改める。

第三十五条中「旧原子炉設置者等」を「旧試験研究用等原子炉設置者等」に改め、同条第二号及び第三号中「原子炉の」を「試験研究用等原子炉の」に改める。

第三十七条中「旧原子炉設置者等」を「旧試験研究用等原子炉設置者等」に改める。

（試験研究の用に供する原子炉等の溶接の技術基準に関する規則の一部改正）

第十条　試験研究の用に供する原子炉等の溶接の技術基準に関する規則（昭和六十一年総理府令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「原子炉（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）第一条第一号又は第二号に該当するもの及び」を「試験研究用等原子炉（」に改め、同条第二号中「もの（発電の用に供するものを除く。）」を「試験研究用等原子炉」に改める。

第二条第一号中「原子炉（」を「試験研究用等原子炉（」に改め、同条第二号及び第九号中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改める。

第三条中「原子炉施設」を「試験研究用等原子炉施設」に改める。

（加工施設の設計及び工事の計画の方法の技術基準に関する規則等の一部改正）

第十一条　次に掲げる規則の規定中「原子炉施設」を「試験研究用等原子炉施設、発電用原子炉施設」に改める。

一　加工施設の設計及び工事の計画の方法の技術基準に関する規則（昭和六十二年総理府令第十号）第十一条

二　再処理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則（昭和六十二年総理府第十二号）第十一条第一号

三　特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則（平成四年総理府令第四号）第十二条第一号

四　使用済燃料貯蔵施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する省令（平成十二年通商産業省令第百十三号）第十一条第一号

（試験研究の用に供する原子炉等の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則の一部改正）

第十二条　試験研究の用に供する原子炉等の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則（昭和六十二年総理府令第十一号）の一部を次のように改正する。